

**JEITA/ECALGA**

## I 解説編 (抜粋版)

2020年度版

2022.08.01

一般社団法人 電子情報技術産業協会 ECセンター

## 目次

1.	J E I T A / E C A L G A 標準 2 0 2 0 年度版の発行にあたって	I - 1
1. 1	J E I T A / E C A L G A と国際標準	I - 1
1. 2	J E I T A 標準資産の継承	I - 1
1. 3	2 0 2 0 年度版の改定要旨	I - 2
2.	J E I T A / E C A L G A の制定・管理の基本方針	I - 5
2. 1	標準化の基本的な考え方	I - 5
2. 2	業界標準としての J E I T A / E C A L G A	I - 5
2. 3	J E I T A / E C A L G A の作成および改訂手順	I - 8
3.	J E I T A / E C A L G A の概要	I - 9
3. 1	J E I T A / E C A L G A のフレームワーク	I - 9
3. 2	J E I T A / E C A L G A の対象領域	I - 1 0
3. 3	J E I T A / E C A L G A の全体システム構造	I - 1 1
3. 4	J E I T A / E C A L G A が定義する T P A とは	I - 1 4
3. 5	J E I T A / E C A L G A の用語と I D 付与規則	I - 1 6
3. 6	コンプレックスビジネスコラボレーション定義書の使い方	I - 1 7
3. 7	ビジネスコラボレーション定義書の見方	I - 1 8
3. 8	下請取引の留意事項について	I - 1 8
3. 9	E C A L S 辞書と環境辞書の位置付け	I - 1 8
3. 1 0	J E I T A / E C A L G A に関する相談窓口	I - 1 9

## 1. JEITA/ECALGA標準2020年度版の発行にあたって

(一社)電子情報技術産業協会(以下、JEITAと略す)ECセンターでは、1987年より企業間電子商取引の電子データ交換(EDI)の標準化に取組みを開始した。現在、統一企業コード取得企業は約14,000件にのぼり、国内・海外で使用している。

その間、ご利用企業の電子化範囲の拡大、国際化や業際連携化などのビジネス環境変化への対応やインターネットをベースとしたIT環境の変化への対応など、ECALGAへの拡張のご要望を受け、技術情報のデータ交換、海外電子商取引のデータ交換などを拡張推進してきた。

この度のJEITA/ECALGA標準2020年度版では、ECM関連において技術情報受領情報(BD-0850)を追加、SCM関連において改正消費税対応として課税区分を改定した。

今後もご利用企業のビジネス変化に追従したECALGA標準を拡張、維持、提供できるように推進する。

***ECALGA=Electronic Commerce Alliance for Global business Activity***

(以降、ECALGAと略す)

### 1. 1 JEITA/ECALGAと国際標準

JEITA/ECALGAは国際標準である標準電子取引参照モデル「Open edi Reference Model、ISO 14662、JIS X 7001」およびその実装規格である「e b XML (OASIS、UN/CEFACT)」との連携も視野に入れて、標準を規定している。これにより、グローバルに利用できるようにJEITA/ECALGAの利用可能な環境を用意すると共に、他の標準とのインタオペラビリティ(互換性)に配慮している。

### 1. 2 JEITA標準資産の継承

JEITAには「EIAJ-EDI標準」(通称赤本)という有用な標準資産があり、かつ、現在の利用会社も約14,000件となっている現状にある。利用各社の実用基盤を一気にECALGAのインターネットとXML技術を活用した標準基盤にシフトさせることは現実的ではないため、以下の考慮をしている。

(1) サプライチェーンの業務モデルは、従来の「EIAJ-EDI標準」2001年版の置換えをベースとして、これにJEITA-VMIモデル、コンサイメントモデル、海外取引モデルを追加している。

(2) ビジネスドキュメントはXMLフォーマットの他に、CIIフォーマットを用意し、従来からのCII技術仕様を活用したデータ交換を可能としている。

これらを踏まえ、ECALGA標準導入に特に関係する標準構成要素について、利用可能範囲を以下にまとめる。

標準構成要素についての利用可能範囲

標準構成要素	サプライチェーン	エンジニアリングチェーン
ドキュメント交換方式	1 または複数明細のドキュメント交換形式	1 明細ごとのドキュメント交換形式
シンタックスルール	XML形式またはC I I形式	XML形式またはC I I形式 + 添付ファイル
通信プロトコル	e b XML手順または拡張Z手順	e b XML手順

## 1. 3 2020年度版の改定要旨

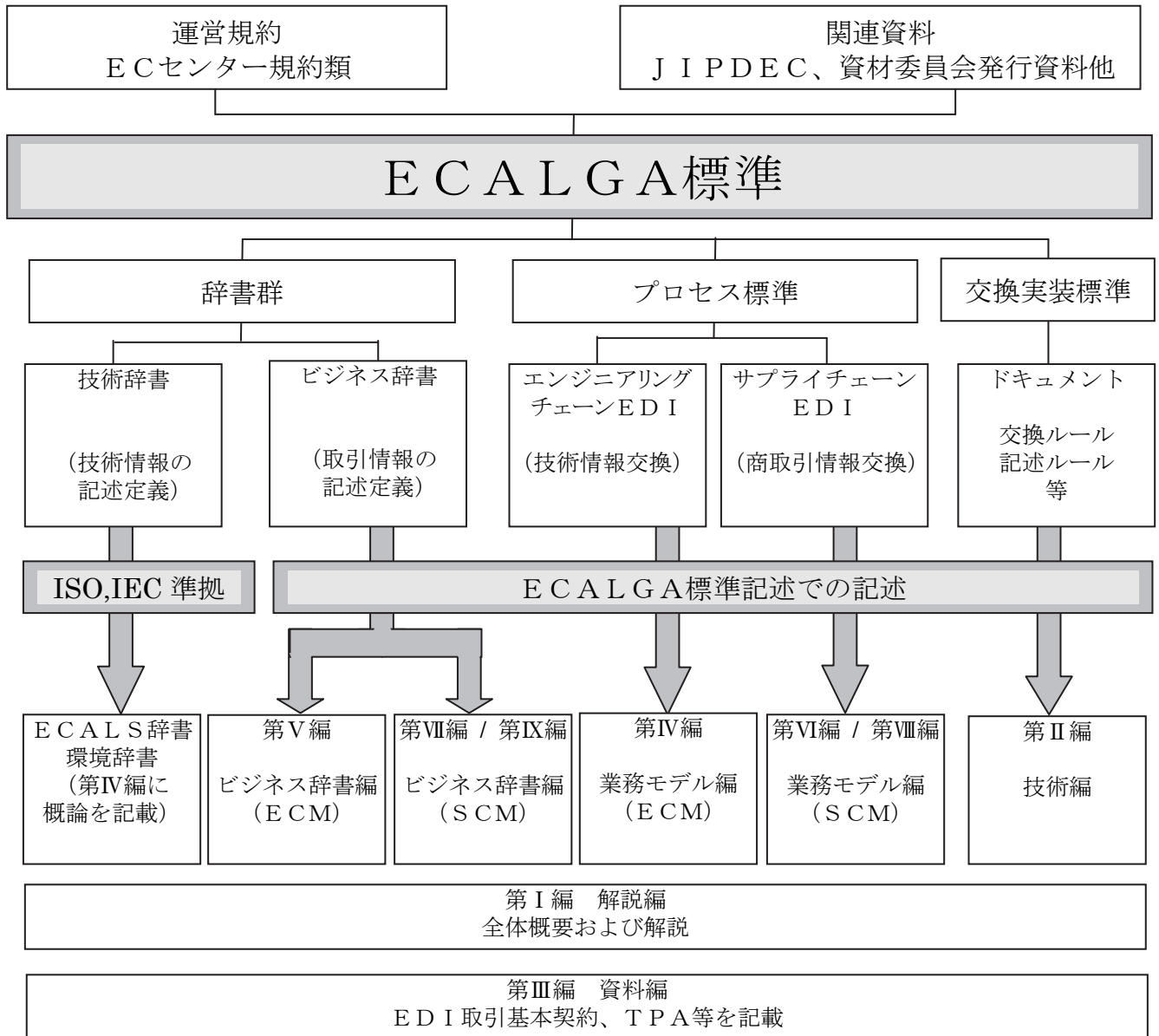
今回の改定においてはバージョンに関する記載内容の見直しを行い、編単位での記載を廃止し、各ビジネスドキュメント（BD）単位での記載に変更した。

2017年度版からの主な改定点は以下となる。

- (1) ECM関連において技術情報受領情報（BD-0850）を追加し、技術情報区分に「10：新規設計非推奨情報」追加した。
- (2) 改正消費税対応として課税区分に「6：軽減税率取引」を追加した。
- (3) セキュリティに関する記載内容の見直しを行った。
- (4) C3ラベルのシンボル表示について、製品ラベルの国際標準IEC 62090：2017の改定内容との整合性を図り、受注者コードとシリアルナンバーを必須項目から、発注者・受注者がTPAで取決める任意項目に改定した。
- (5) ECALGA標準書記載内容の見直しを行い、記載内容、表記方法等を統一した。

ECALGA標準体系図を以下に示す。

ECALGA標準体系図



## 1. 3. 1 バージョン管理と発行時期

前述のとおり、新規追加および改訂したビジネスドキュメント（BD）ごとに新バージョンNo.を施すこととし、標準書全体は発行年度および発行日で呼称することとする。

改訂作業期間 : 2017年10月～2020年11月

新規追加・改訂したビジネスドキュメント（BD）のバージョンNo.

CI I (BD) : 2P

XML (BD) : Ver 2020A-Rev 01 (正式名)

20A-01 (短縮名)

標準書全体バージョン : 2020年度版 2020.12.01

本書は、「E I A J - E D I 標準 2 0 0 1 年版」の貴重な標準化資産を継承しつつ、J E I T A / E C A L G A への移行を進め、インターネット環境下での新たな電子商取引拡大に対応するため、今後も必要に応じてバージョンアップを計画する。

発刊にあたり、ご協力いただいたECセンター会員企業の各委員ならびに、ご指導いただいた経済産業省、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会の各位に感謝の意を表したい。

2 0 2 0 年 1 2 月

## 2. JEITA/ECALGAの制定・管理の基本方針

### 2. 1 標準化の基本的な考え方

ECセンターでは、統合前のEIAJ/EDIセンターの頃より、電子機器・部品業界の資材受発注面における電子取引標準化に取組み、EDI標準として「EIAJ-EDI標準」を制定した。本標準の利用者は電子産業界の企業を中心に、その利用企業は約14,000件にのぼり、国内での最大規模のEDIへと展開されている。

「EIAJ-EDI標準」は電機、電線、電力、鉄鋼などの関連業界はもとより、業界の垣根を越えて国内製造業界におけるEDI標準化モデルケースの役割を果たしている。現在運用しているJEITA/ECALGAは、2つの機能を保持している。

1つ目は、「国内・海外業務モデル編（SCM）」であり、「EIAJ-EDI標準」の後継と位置付けている。新しいアーキテクチャであるeBXMLを採用した上で「EIAJ-EDI標準」の運用を可能とするものである。また、従来からのCIIフォーマットで稼働させることも可能としている。したがって、JEITA/ECALGAで新たに正規標準化したJEITA-VMIモデル、コンサイメントモデル、海外取引モデルも同じくCIIフォーマットでの稼働が可能である。

2つ目は、「業務モデル編（ECM）」であり、設計・開発業務において交換される、電子部品・半導体の技術情報、環境情報、EDA情報等の交換標準を記述している。SCMと同様に従来からのCIIフォーマットで稼働させることも可能としている。

以上、JEITAとしては随時ビジネスモデルの拡大および国際化等へ展開推進していく考えである。

一方、従来の「EIAJ-EDI標準」はJEITA/ECALGAが継承しており、他業界からの追加要望等についても、「EIAJ-EDI標準」はJEITA/ECALGAに包含された形で改訂されることになる。

### 2. 2 業界標準としてのJEITA/ECALGA

#### (1) JEITA/ECALGAの構成

2020年度版標準書は次の構成とする。

また、発行媒体としてはCD-ROMとする。

## 2020年度版標準書の構成

編数	編 名	各編の掲載内容と特徴
I	解説編	標準の位置付け、概要、変更点の説明。
II	技術編	システム、ネットワークに関する説明。
III	資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E D I 取引基本契約、支払い方法等に関する交付書面</li> <li>・ C I I タイプから XML タイプへの移行ガイド</li> <li>・ 全銀協メッセージフォーマット</li> <li>・ T P A の解説と一覧</li> <li>・ E C センター組織図</li> </ul>
IV	業務モデル編 (E C M)	技術情報交換ビジネスモデル集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 明細+添付ファイルの会話型交換モデル。</li> <li>・ 通信は e b XML 手順。</li> <li>・ シンタックスルールは XML 形式または C I I 形式を選択可能。</li> </ul>
V	ビジネス辞書編 (E C M)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスドキュメント (XML タイプ、C I I タイプ) とこれを構成する以下の要素を定めている。</li> <li>・ クラス定義、項目定義、コード定義。</li> </ul>
VI	国内業務モデル編 (S C M)	国内における商取引情報交換ビジネスモデル集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ E I A J - E D I 標準の後継として同一モデルを掲載。</li> <li>・ この他に、コンサイメント等の関連新規モデルを追加。</li> <li>・ ビジネスの内容により、複数明細のバッチ交換が可能。</li> <li>・ 通信は e b XML 手順または拡張 Z 手順を選択可能。</li> <li>・ シンタックスルールは XML 形式または C I I 形式を選択可能。</li> </ul>
VII	国内ビジネス辞書編 (S C M)	国内における商取引交換ビジネスドキュメント集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務フロー (通常取引、V M I、コンサイメント等)。</li> <li>・ ビジネスドキュメント (C I I タイプ、帳票・ラベル、XML タイプ) とこれを構成する以下の要素を定めている。</li> <li>・ クラス定義、項目定義、コード定義。</li> </ul>
VIII	海外業務モデル編 (S C M)	海外における商取引情報交換ビジネスモデル集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスの内容により、複数明細のバッチ交換が可能。</li> <li>・ 通信は e b XML 手順または拡張 Z 手順を選択可能。</li> <li>・ シンタックスルールは XML 形式または C I I 形式を選択可能。</li> </ul>
IX	海外ビジネス辞書編 (S C M)	海外における商取引交換ビジネスドキュメント集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスドキュメント (C I I タイプ、帳票・ラベル、XML タイプ) とこれを構成する以下の要素を定めている。</li> <li>・ クラス定義、項目定義、コード定義。</li> </ul>



## (1) 標準の位置付け

- 1) JEITA/ECALGAとは、ECセンターが推進団体となり策定した、電子機器・部品業界の取引に関するEDI標準である。
- 2) 本標準は不変ではなく、ビジネスモデル、ビジネスプロセス、通信プロトコル、ビジネスルール、運用ルール等の標準構成の内容は必要に応じ改訂する。

## (2) JEITA/ECALGAの使用上の注意点

- 1) 本標準が開発・制定された目的から、基本的にJEITAメンバ企業のECに使用されるが、他の業界で使用されることを妨げない。
- 2) 本標準の使用は、取引の対象、取引先等の形態を問わないが、当事者間の合意に基づく上で実施されるものである。
- 3) JEITAは本標準を使用することによって生じた問題については、いかなる責任も負わない。
- 4) 本標準は「開かれた標準」であるが、公開された内容が「JEITA/ECALGA標準準拠」等と称され、類似の規格として改造され、運用されること等を禁止とする。
- 5) 本標準の変更要求については、以下のとおりとする。

具体的には「2.3 JEITA/ECALGAの作成および改訂手順」を参照。

- ・要求資格

本標準利用企業／業界団体の代表／官公庁等

- ・受付窓口

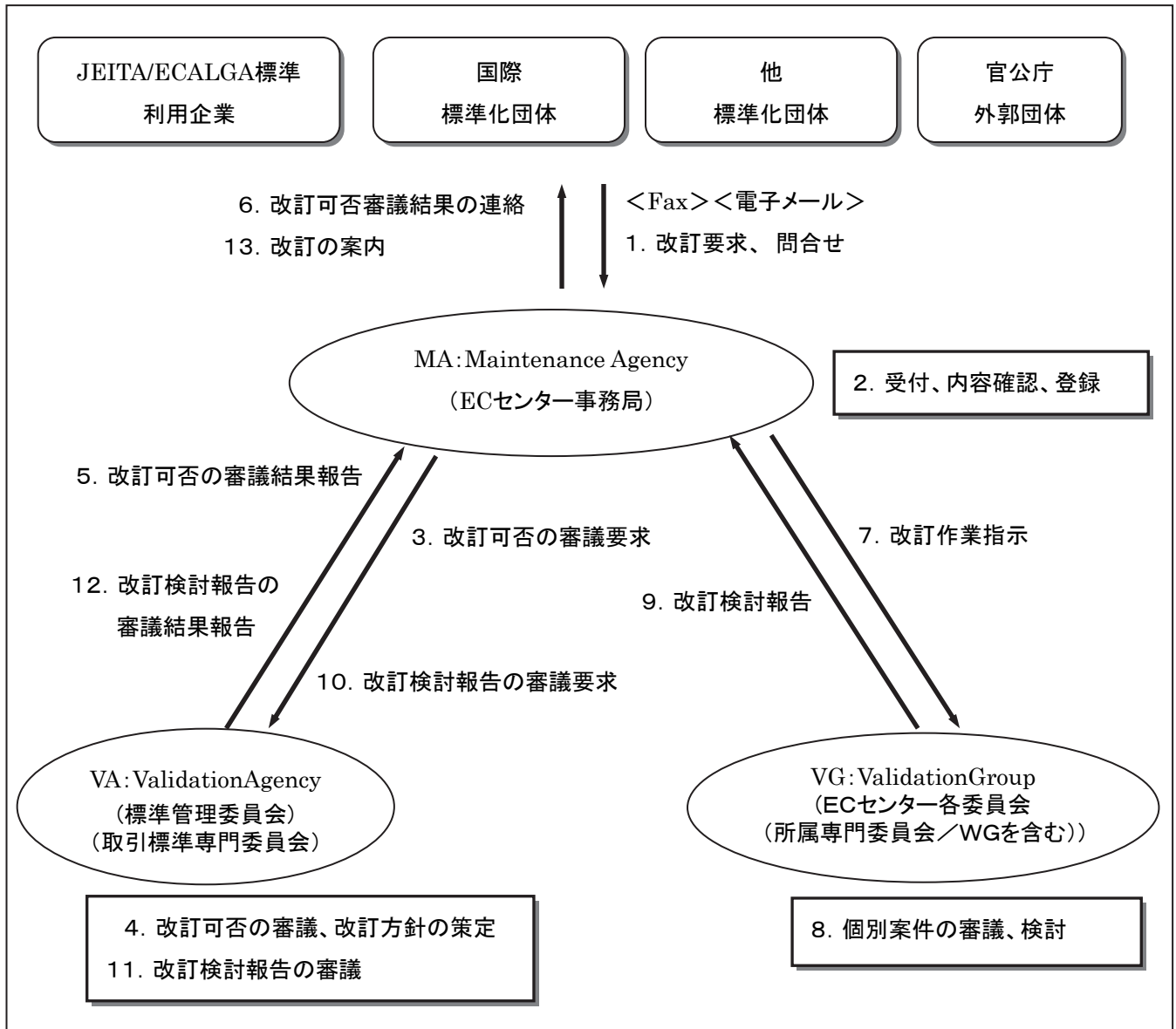
ECセンター事務局

- ・審議する組織

要求内容に応じて、該当する専門委員会等にて審議し対処する。

## 2. 3 JEITA/ECALGAの作成および改訂手順

本標準規格の作成および改訂作業等は次の体制および方法により行う。



## 3. JEITA/ECALGAの概要

### 3.1 JEITA/ECALGAのフレームワーク

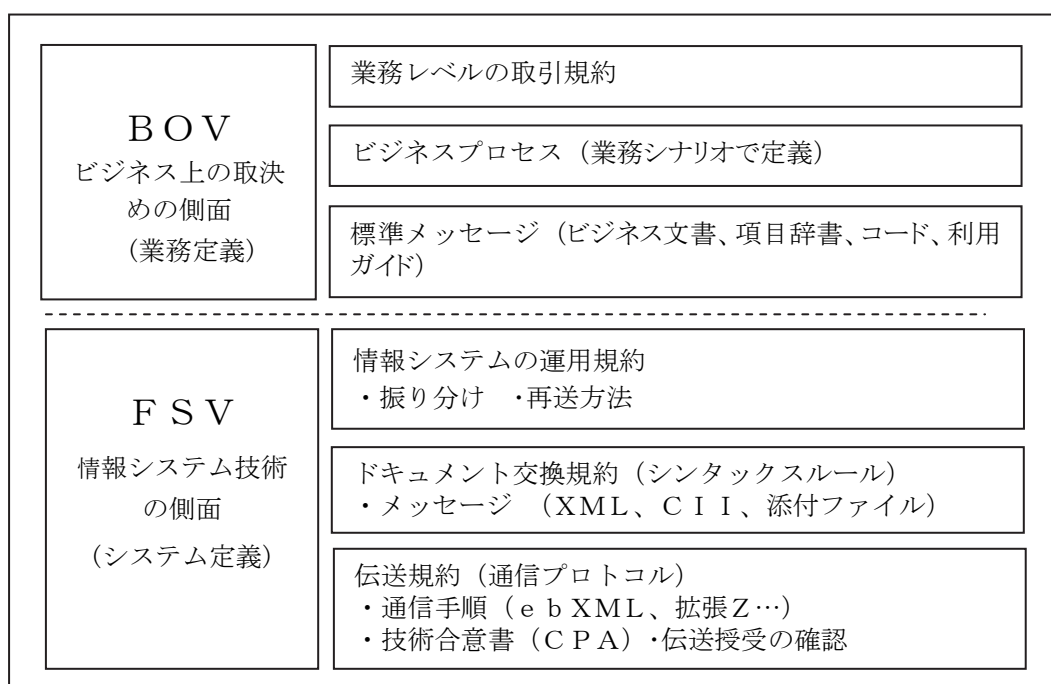
ECALGA標準では、国際標準に対応したXMLタイプと従来からのCII技術利用ユーザが新たな投資を必要とせず導入が容易なCIIタイプの2つの標準を整備している。XMLタイプはe b XML技術仕様を利用してデータ交換を行うため、ここでは、従来からの「EIAJ-EDI標準」にはないe b XML技術仕様を取り入れたフレームワークに関して説明する。

#### (1) 活動の枠組み（国際標準に対応）

JEITAではインターネット時代の電子商取引標準の策定に当たり、国際的な標準とされている標準電子取引参照モデルとの連携を視野に入れて、活動を行ってきた。この参照モデルでは、標準電子取引を下記に示すようにBOV（ビジネス運用ビュー）とFSV（機能サービスビュー）の2層構造で捉えている。

BOVは取引当事者間のビジネスプロセス共同作業に向けたビジネス的側面を記述するためのビューであり、ビジネス取引とそれに関わる情報の受渡しにおけるデータの意味、運用規約、約定、相互協定などの取決めが行われる。一方、FSVは情報技術の相互運用性について記述するためのビューであり、ビジネス取引の実行に必要な支援サービスである情報システム機能、インタフェース、およびプロトコルなどの取決めが行われる。

JEITAではFSVについては、この参照モデルを採用しているe b XML技術仕様と従来からのCII技術仕様を利用する一方で、BOVについては、グローバル取引を視野に入れ、電子機器業界の取引に合った業務定義を行っている。



## (2) 標準化活動の内容と作業

JEITA/ECALGAの策定活動においてはBOV、FSVを更に幾つかの標準化レイヤに分解し、レイヤごとに標準化の策定を進めてきた。これらの活動はECセンター内に設けられた各委員会によって進められている。FSVとしてe b XML技術仕様を採用し、情報技術委員会が運用手順等についてルール化を進めてきた。BOVについては旧ビジネスプロセス委員会の元、各専門委員会でビジネスプロセスの定義や、その中で使用するシナリオ、ビジネス文書の項目の明確化等を進めてきた。また、取引当事者間の運用規約であるTPAについても定義を行った。

	標準化レイヤ	JEITA/ECALGA	標準開発元	
BOV	取引合意 (業務レベル)	TPAの業務レベルの標準化 (注)	2社間で取決める取引規約の 明確化 (TPA項目と初期値 の作成)	SCM、E CM委員会 (旧ビジネ スプロセス 委員会) で 開発  ビジネスド キュメント は取引標準 専門委員会 で辞書化
	ビジネスプロセス	CBC、BC定義書の策定	ビジネスプロセス別運用のシ ナリオの明確化	
	企業&製品コード 管理	統一企業コード、部品分類コー ド	項目辞書、コード、利用ガイ ドの明確化 (辞書の作成)	
	ビジネス文書	BD定義書の策定	ビジネス文書の項目明確化 (ビジネスメッセージの作 成)	
	業務レベルの電子 封筒(ビジネス文書 のヘッダ情報)	BDの一部として 共通ヘッダフォーマットの作 成		
FSV	システムの運用規 約	交換合意雛形	情報技術委員会でルール取決め	
	ドキュメント交換 規約	①ドキュメント交換形式 ②シンタックスルール		
	伝送規約	通信プロトコル		

(注) TPAについては「3. 4 JEITA/ECALGAが定義するTPAとは」を参照。

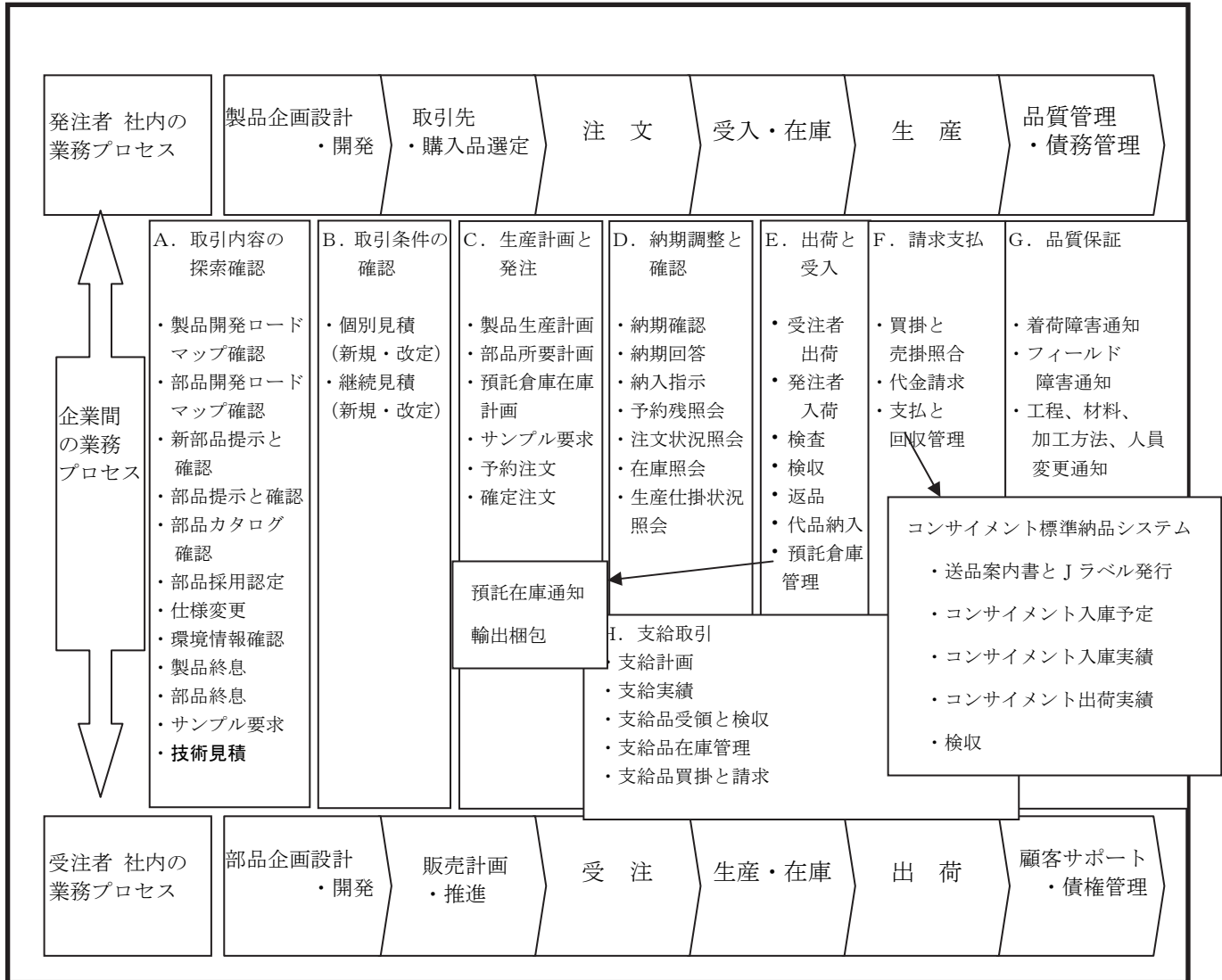
## 3. 2 JEITA/ECALGAの対象領域

JEITA/ECALGAは日本の電子機器・部品業界のビジネスモデル(BM)であり、世界中で様々な業界により開発が行われているビジネスモデルのうちの1つである。

企業間ビジネスプロセスの領域を下記の8つの業務区分(ビジネスカテゴリ)として分類、定義している。

- 「A. 取引内容の探索確認」
- 「B. 取引条件の確認」
- 「C. 生産計画と発注」
- 「D. 納期調整と確認」
- 「E. 出荷と受入」
- 「F. 請求支払」
- 「G. 品質保証」
- 「H. 支給取引」

## JEITAビジネスモデル全体概要図



### 3. 3 JEITA/ECALGAの全体システム構造

JEITA/ECALGAにおけるビジネスプロセスは、その粒度によってビジネスモデル(BM)、コンプレックスビジネスコラボレーション(CBC)、ビジネスコラボレーション(BC)、ビジネスストラザクショナル(BT)、ビジネスアクション(BA)に細分化されている。なお、エンジニアリングチェーンにおいては、構造のシンプル化を優先したため、ビジネスプロセスを粒度によって細分化はしていない。

JEITA/ECALGAで策定する標準ビジネスモデルの総称をJEITAビジネスモデルと称する。(他業界標準との識別のため)

ビジネスモデル(BM)はJEITA/ECALGAにおける、業務運用ルールをまとめる単位でもあり、業務運用ルールが複数のコンプレックスビジネスコラボレーション(CBC)から構成される場合には、CBCの関連を説明するために、ビジネスモデル定義書を作成している。

ただし、ほとんどのビジネスモデルは1つのCBCで構成されることから、その場合にはビジネスモデル定義書を省略している。

コンプレックスビジネスコラボレーション（CBC）は、1つ以上のビジネスコラボレーション（BC）から構成される「複合ビジネスコラボレーション」で、業務記述の基本単位となっている。

ビジネスコラボレーション（BC）は予約・内示・確定注文・出荷・入庫といった、業務要素の単位でビジネストランザクションの組合せにより、業務運用ルールが詳しく記述されている。

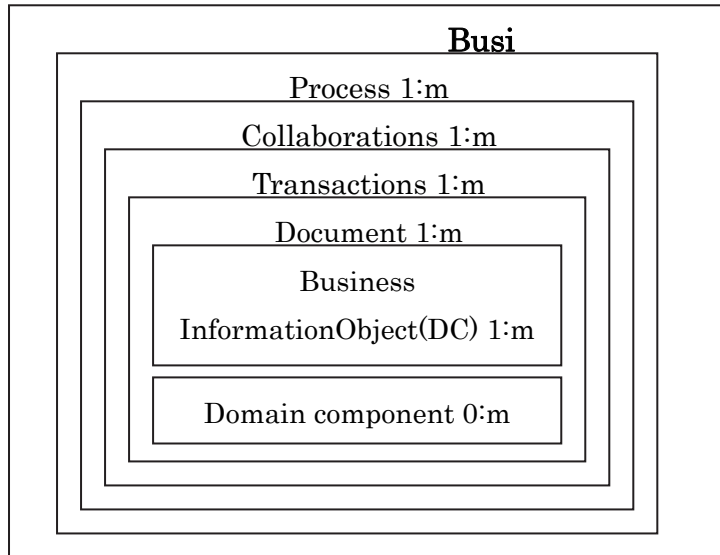
ビジネストランザクション（BT）は要求と回答といった、一对の会話単位が基本であり、BTは1つ、または2つのビジネスアクション（BA）から構成される。この場合の要求ビジネスアクションや、応答ビジネスアクションは最小単位のビジネスプロセスである。

ビジネスアクションで交換されるメッセージフォーマットおよびメッセージ自体のことをビジネスドキュメント（BD）と呼ぶ。以下、粒度の大きな順に基本用語を表にまとめる。

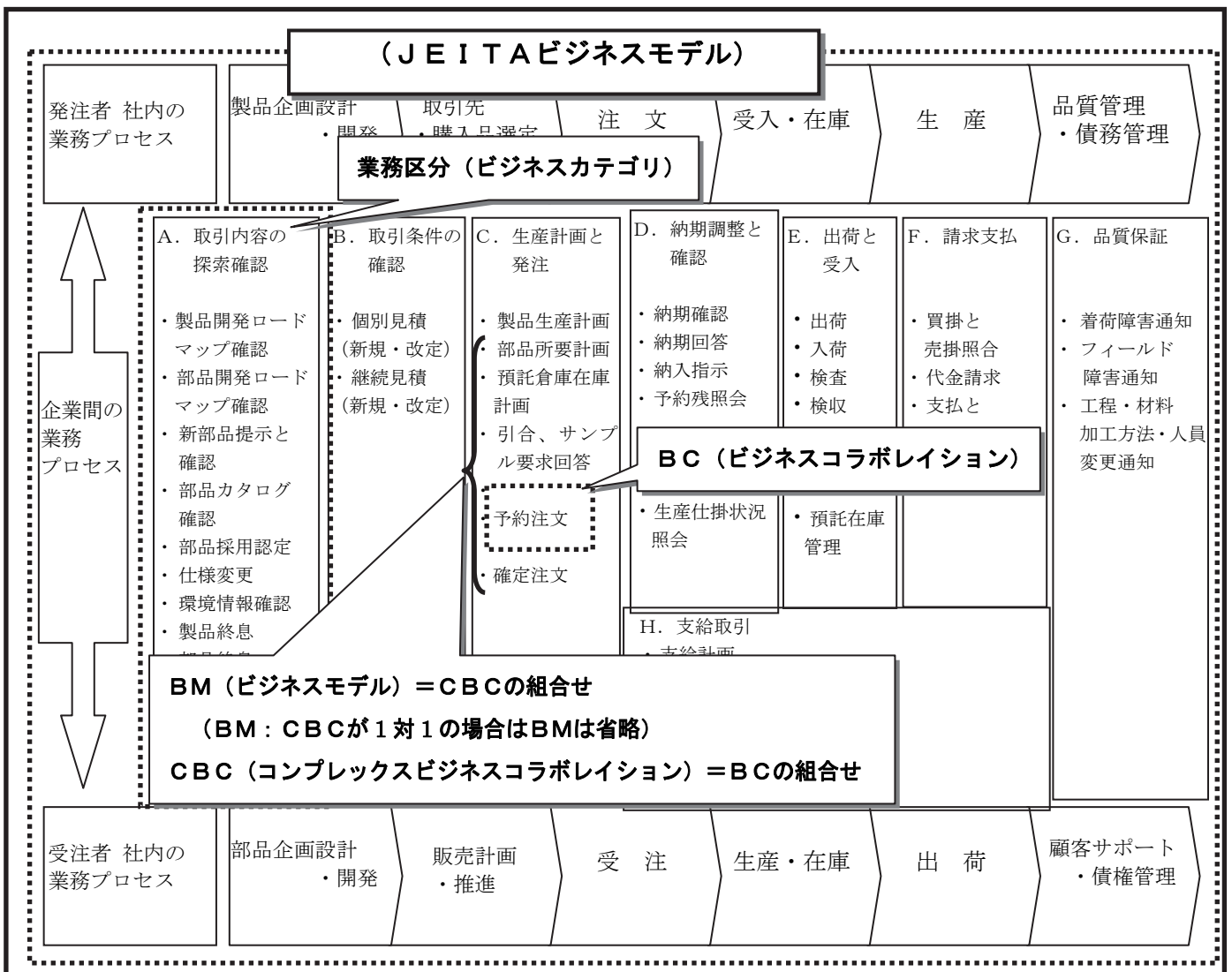
## JEITA/ECALGAにおける基本用語の一覧

ビジネスモデル (略称：BM)	JEITA/ECALGAで策定する標準ビジネスモデルの総称をJEITAビジネスモデルと称する。 また、JEITAビジネスモデルの中で、複数のCBCを束ねるビジネスモデル（例えば、JEITA-VMモデル）についても、「業務名+モデル」で表すケースがある。
コンプレックスビジネスコラボレーション (略称：CBC)	特定の「業務区分（ビジネスカテゴリ）」内の業務プロセス、フローの定義およびそれらの関係を記述したもので複数のBC（所要/回答、予約注文/予約注文請け、確定注文/確定注文請け etc.）を組合せたもの。
ビジネスコラボレーション (略称：BC)	特定の「業務区分（ビジネスカテゴリ）」内の業務プロセス、フローの定義およびそれらの関係を記述したもので、取引の当事者間相互のメッセージ交換（回答要求/回答）が業務的に成立する単位。 BCは1つまたは複数のビジネストランザクション（BT）から構成される。
ビジネストランザクション (略称：BT)	取引におけるメッセージ交換（回答要求/回答）が情報システム（論理的）的に成立する最小単位で、1つまたは2つのビジネスアクション（BA）から構成される。ビジネスコラボレーション（BC）と異なりこれ以上細かいプロセスに分解することができない。
ビジネスアクション (略称：BA)	ビジネストランザクションにおける構成要素の最小単位で、個々のビジネスドキュメントの交換方法を記述したもの。
ビジネスドキュメント (略称：BD)	ビジネスアクションで交換される個々のメッセージまたは帳票。
アタッチメント (略称：AT)	ビジネスアクションで交換される個々のメッセージ（情報）に付随する図面、仕様書等の標準形式での添付書類。（記述形式が標準化されていない自由形式での添付情報は管理対象としない。 BDと異なり、アタッチメントによるBTの起動は無い。

参考としてe b XMLで定義されているビジネスのモデル化に使用される部品の間を次の図に示す。



これらの用語により定義したビジネスモデルの構造を、業務区分（ビジネスカテゴリ）上で表すと下記のようなになる。



## 3. 4 JEITA/ECALGAが定義するTPAとは

### (1) TPA (Trading Partner Agreement) について

TPAは契約文書群そのものである。JEITA/ECALGAを実施するに際し、受注者、発注者間で以下の取引上の運用規約をTPAとして、事前にと決める。

TPAは取引当事者間に複数存在することができる。同一のTPA中に、企業、事業所、購買単位、商品、品目といったレベルごとに持つこともできる。あるレベルで独自の指定がある場合にレベルを掘り下げて定義する。下位レベルに定義が無い場合、存在する上位のTPAで定義された内容が意味を持つ。

### (2) JEITAモデルにおけるTPA

JEITAモデルは狭義のTPAであり、取引当事者間による、標準を変更あるいは標準に付加する運用条件の設定である。各CBC単位に設定する事項（基本TPA）、BC単位に

設定する事項（個別TPA）に分類して取引当事者間にて締結する。

広義のTPAは次に示す図のとおり、取引当事者間の技術的な事前取決めであるCPAを概念として含んでいるが、狭義のTPAにはCPAを含まれない。

- ・ CPAの詳細は「e b XML手順 実装ガイドライン」を参照のこと。
- ・ TPAの詳細については「Ⅲ 資料編 5. TPAの解説」と「Ⅲ 資料編 6. サプライチェーンのTPA一覧」を参照のこと。



## (3) T P Aの表記例と用語解説

### 個別T P Aの内容

○：推奨レベル △：限定使用

×：レベル設定に影響せず

行番	T P A項目名	定義	ガイドライン	B P管理	A P管理	エラー	アラーム	運用覚え書き	企業	事業所	購買担当	製品	部品
1	個別T P A番号	本ビジネスコ ラボレイショ ンで締結する 個別T P Aの 管理番号を規 定する。	BC-ID (7桁) T P A管理番号 (4桁) 版数 (2桁) 発注者統一企業コード(6桁) 企業コード枝番 (6桁：省略可) (注) 統一企業コード以外を 使用した場合は、版数 以降に20桁以内で記 述する。		○		○		○	○	△	△	△
2	レベル指定項目	本個別T P A の適用レベル を判別する項 目を指定す る。	1：企業 2：事業所 3：購買担当 4：機種コード(発注者) 5：部品番号(発注者) 6：部品番号(受注者)		○		○		1	2	3	4	5・6
：													
9	固定値の設定	回答時におい て指定項目に 固定値設定を 指定する。	BA-ID+項目No.+“固定 値”にて指定。 複数指定の場合は項目No.+ “固定値”をカンマ『，』で 区切る。		○		○		○	○	△	△	△
10	受領書の使用要 否	本情報を送信 することで受 領書を廃止す るか否かを決 定する。	1：使用する 2：使用しない					○	×	×	×	×	×

**B P管理**：B P管理機能がビジネスプロセスの進捗状況を制御・管理、またはビジネス文書を  
チェックするために使用する項目。

**A P管理**：企業内システムである業務システムでチェックすべき項目。

**エラー**：事前にと決められた項目に対して反するデータが送達されて来た場合は、データ処理を  
行うことなくエラーとして取扱う。  
例えば、取決めしていないデータ種別のデータが送達されてきた場合等。

**アラーム**：基本的にはエラーではあるが、運用で対処すべくシステムとしてはデータを受取り、  
そのまま処理を行うことが可能で、多くのケースはこの対処方法となる。

**運用覚え書き**：システムでは何も対処せず、事前に運用方法等を取決めしそれを覚書で確認する  
レベル。

例えば、休日データ送付タイミング等。

## 3. 5 JEITA/ECALGAの用語とID付与規則

以下にJEITA/ECALGAにて取扱う主要な用語についてのID付与規則を示す。

- (1) ビジネスモデル (略称: BM ID当面未設定)
 

当業界ビジネスモデルの総称は「JEITAモデル」とする。  
複数の業務定義書(CBC定義書)の関連付けが必要な場合にはビジネスモデル名を追加する。
- (2) ビジネスカテゴリ (略称: CTG CTG-IDは以下のとおり)
  - A. 取引内容の探索確認
  - B. 取引条件の確認
  - C. 生産計画と発注
  - D. 納期調整と確認
  - E. 出荷と受入
  - F. 請求支払
  - G. 品質保証
  - H. 支給取引
- (3) コンプレックスビジネスコラボレーション (略称: CBC CBC-IDの例CBC-0010)
 

よりシームレスなSCM構築のために個々の業務(ビジネスコラボレーション)の関係をシナリオ・フローにて関連付けた単位で、1または複数のビジネスコラボレーションから構成される。  
上記ビジネスカテゴリをまたぐCBCもある。  
(例: 受発注CBCの「注文の申込みと注文請け(カテゴリ: C)」と「納期確認と納期回答(カテゴリ: D)」)
- (4) ビジネスコラボレーション (略称: BC BC-IDの例BC-X010)
 

特定のビジネスカテゴリ内において、取引当事者間相互のメッセージ交換(要求/回答)が業務的に成立する単位で、登録・訂正・取消し等の1または複数のビジネストランザクション(要求/回答)から構成される。また、BC-IDの「BC-X010」の「X」はビジネスカテゴリを表す。
- (5) ビジネストランザクション (略称: BT BT-IDの例BT-X011)
 

取引におけるメッセージ交換(要求/回答)が情報システムの(論理的)に成立する単位で、1または2つのビジネスアクションから構成される。これ以上細かいプロセスには分解することができない単位で会話の成立(成功/失敗)の単位でもある。また、BT-IDの「BT-X010」の「X」はビジネスカテゴリを表す。

- (6) ビジネスアクション (略称: BA BA-IDの例BA-X0111)  
 ビジネストラザクションを構成する最小単位で、会話の方向、意味、使用する項目 (ビジネスドキュメント) を記述する。同一レイアウトでもメッセージの意味、メッセージの方向が変わる場合、ビジネスアクションは原則異なる。また、BA-IDの「BA-X010」の「X」はビジネスカテゴリを表す。
- (7) ビジネスドキュメント (略称: BD BD-IDの例BD-0010)  
 ビジネスアクションで交換される電文・帳票のレイアウトを定めた単位。  
 使途・会話方向・意味が異なっても、レイアウトが同じであれば同じBD-IDを使用する。
- (8) アタッチメント (略称: AT AT-IDの例AT-0010)  
 ビジネスアクションで交換されるビジネスドキュメントに添付されるフォーマットが規定された追加情報。  
 (例: 添付図面、データ、仕様書としても利用を検討中)
- (9) クラス (略称: CL CL-IDの例C00001)  
 ビジネスドキュメントで構成する要素であり、1または複数のデータ項目で構成する。
- (10) データ項目定義 (略称: PD PD-IDの例18001)  
 情報の内容を定義する最小単位。1または複数のデータ項目にてクラスが構成される。

## 赤本後継モデルとECALGA追加モデルの見分け方

JEITA/ECALGAでは、「EIAJ-EDI標準書」通称赤本から移行した「赤本後継モデル」とECALGAにて新規作成した「ECALGA追加モデル」があり双方ともにCBC、BC、BT、BA、BDにて構成されている。このCBC、BC、BT、BA、BDの各IDでの見分け方は次のとおり。

- ・ECALGA追加モデル 「略称」 「-」 「ID」 → CBC-0040
- ・赤本後継モデル 「略称」 「S」 「ID」 → CBCS0010

\*略称の次の1桁が「-」の場合はECALGA追加モデルであり、「S」の場合は赤本後継モデルを表す。

## 3. 6 コンプレックスビジネスコラボレーション定義書の使い方

JEITA/ECALGAのビジネスプロセス (業務運用ルール) の記述単位はコンプレックスビジネスビジネスコラボレーション (以下、CBCと記述) を基本としている。

本標準を活用してEDIを実施するには、CBC単位での実施を前提とし各CBCの記述内容に従った対応を行う必要がある。この各CBC単位での組合せにより、全体のビジネスプロセスを構築するが、CBCの組合せは自由に行えるものとする。

- ・ECALGA追加モデル同士の組合せ

例えば、預託受発注(CBC-0040)とコンサイメント標準納品システム(CBC-0070)

の組合せ。

- ・赤本後継モデル同士の組合せ

例えば、見積依頼（CBCS0010）と受発注（CBCS0030）と標準納品システム（CBCS0040）と返品（CBCS0050）と請求支払月次照合（検収方式）（CBCS0062）の組合せ。

- ・ECALGA追加モデルと赤本後継モデルの組合せ

例えば、ECALGA追加モデルの預託受発注（CBC-0040）と赤本後継モデルの見積依頼（CBCS0010）の組合せ。

ただし、CBCの中に別のCBCを実施する等、規定されたCBCの枠を越えて実施することはできない。

- ・CBCの重複利用

同一データについて同等な業務での重複したCBCを用いることはできない。

例えば、同一注文番号で確定注文情報を受発注（CBCS0030）で発行し、更には予約注文を活用した預託受発注（CBC-0040）でも同一注文番号で確定注文情報を発行することはできない。

また、CBCを実施する前に、受発注者相互でTPA内容の確認と調整を行い、協議した結果の内容（合意）で事前に締結が必要となる。

### 3. 7 ビジネスコラボレーション定義書の見方

ビジネスコラボレーション（BC）においては、各コンプレックスビジネスコラボレーション（CBC）の構成要素でありこのBCの組合せによりCBCが成り立っている。各BCを使用するかどうかは基本TPAで規定することとしている。

よって、BCの利用についてはかなりの自由度で設計されており、柔軟な業務形態にも追従できるものとなっている。

### 3. 8 下請取引の留意事項について

JEITA/ECALGAに準拠したEDIを行う場合においても、下請法が適用される取引には、下請法の内容および適用範囲を十分に理解して本書を適用すること。

### 3. 9 ECALS辞書と環境辞書の位置付け

ECALS辞書および環境辞書はECALGA標準では、「1. 3 ECALGA標準体系図」に示すとおり、辞書群のなかの技術系辞書として位置付けられており、辞書で管理された電気・電子部品の技術情報は記述定義で標準化されたXMLスキーマの形式で技術情報交換モデルにより企業間での情報交換に活用できる。

## 3. 10 JEITA/ECALGAに関する相談窓口

JEITA/ECALGAに関わる次のような事項の問合せ先の受付は下記にて行います。

- ・本標準あるいは本標準の利用に関する事項
- ・統一企業コードの登録・更新に関する事項
- ・本標準に対する当センターの会員からの改善提案等
- ・ECセンター発行の刊行物の頒布等

以下のような質問には当センターとしては対応ができませんのでご了承ください。

- ・初期費用、運用上のコスト
- ・業者の紹介等
- ・受発注者間での取決め事項等

一般社団法人 電子情報技術産業協会

ECセンター

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3

大手センタービル

電話 03-5218-1062

FAX 03-5218-1081

<http://ec.jeita.or.jp/jp/>